

第八次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第八次一括法）」が成立した。

本法は、四年目となる提案募集に対する個々の地方公共団体等からの提案に基づくものである。本法の成立は、地方分権改革を着実に前進させるものであり、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、財源措置、準備スケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映しつつ、具体的な検討と調整を早期に進めることを強く望む。

併せて、本年の提案募集においても、地方公共団体等から提出された具体的な数多くの提案について、可能な限り実現する方向で積極的に検討することとともに、放課後児童クラブをはじめとする「従うべき基準」の「参酌すべき基準」化等を含む義務付け・枠付けの見直しを実現することを求める。

今後の地方分権改革について、地方分権改革推進本部長である総理のもと、内閣府が主体的に政府内の調整を行い、一層の推進が図られることを期待する。

平成30年6月19日

全国知事会会長 上田 清司

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣